

一般社団法人日本保健指導協会会費規定

制定 2021年3月25日

(定義)

第1条 本規定は、一般社団法人日本保健指導協会（以下本協会という）の会費について規定する。

(会費の徴収目的)

第2条 本協会の会費は主として本協会の会務の運営及び目的達成のための各種活動原資として使用される。

(会費区分と金額) 会費は、入会費と年会費に区分され、会員区分により異なるものとする。

第3条

- (1) 正会員 入会費 50,000 円 (税別) 年会費 90,000 円 (税別)
- (2) 準会員 入会費無料 年会費無料
- (3) 賛助会員 入会費無料 年会費 70,000 円 (税別)

(会費の納期)

第4条 入会費の納期は、理事会にて入会が承認された後、本協会から送付される通知受理の翌月末日までに支払わなければならない。年会費は、本協会から送付される年会費に関する通知受理の翌月末日までに支払わなければならない。

(中途入会時の会費)

第5条 事業年度の中途入会者は入会時期に関わらず、入会費と当該年度の年会費を支払わなければならない。

(休会時の会費の取り扱い)

第6条 休会者は会費の支払いを免除する。原則休会の取り扱いは各期の4月1日から開始となるため、会費は休会申し出の翌事業年度以降の年会費を全額免除する。ただし、期中の休会となった場合でも、既払いの年会費の返還はしないものとする。

(退会時の会費の取り扱い)

第7条

退会にあたり、既払いでの年会費の返還はしないものとする。

(規定の変更)

第8条 本規定は、原則総会で改廃を行うが、定款変更を要しない範囲での改廃は理事会の決議において変更できる。